

大通達甲（刑企）第2号
大通達甲（生企）第9号
大通達甲（交企）第4号
大通達甲（備一）第2号
平成29年7月4日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊・室長
警察学校長 殿
各警察署長

刑事部長
生活安全部長
交通部長
警備部長

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の制定について（通達）

平成29年6月21日、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第67号。以下「改正法」という。）が公布され、その一部が、平成29年7月11日より施行されることとなった。

制定の趣旨及び改正法の要点等は下記のとおりであるので、法の趣旨を踏まえた適切な運用に努められたい。

記

第1 制定の趣旨

近年における犯罪の国際化及び組織化の状況に鑑み、並びに国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に伴い、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画等の行為についての処罰規定、犯罪収益規制に関する規定その他所要の規定を整備するものである。

第2 改正法の要点等

1 テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画の処罰（改正法第1条による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「法」という。）第6条の2）

(1) 法第6条の2第1項第1号又は第2号に掲げる罪（以下「対象犯罪」という。）に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団（団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が法別表第3に掲げる罪を実行することにあるものをいう。）の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき

資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、それぞれ法第6条の2第1項第1号又は第2号に定める刑に処するものとされた。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除することとされた。(法第6条の2第1項)

ア 「組織的犯罪集団」とは、団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が法別表第3に掲げる罪を実行することにあるものをいうが、具体的には、テロリズム集団、暴力団、薬物密売組織及び振り込め詐欺集団等がこれに当たり得るものとされている。

なお、「団体」とは、共同の目的を有する多数人の継続的結合体であって、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織（指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従って構成員が一体として行動する人の結合体をいう。）により反復して行われるものをいい（法第2条第1項）、「団体の活動」とは、団体の意思決定に基づく行為であって、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう（法第3条第1項）。

イ 「計画」とは、組織的犯罪集団の構成員等が、その指揮命令に基づいて、あらかじめ定められた任務の分担に従って特定の犯罪を実行することについて、具体的かつ現実的に合意をすることをいう。

ウ 「実行準備行為」とは、計画行為とは別の行為であって、計画に基づいて行われ、計画が実行に向けて前進を始めたことを具体的に顕在化させるものをいう。

- (2) 対象犯罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団に不正權益を得させ、又はテロリズム集団その他の組織的犯罪集団の不正權益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるものの遂行を二人以上で計画した者も、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、前記(1)と同様とすることとされた。(法第6条の2第2項)

なお、「不正權益」とは、団体の威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であって、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいう（法第3条第2項）。

- (3) 対象犯罪のうち告訴がなければ公訴を提起することができないものに係るテロ等準備罪（前記(1)及び(2)の罪をいう。以下同じ。）は、告訴がなければ公訴を提起することができない。(法第6条の2第3項)
- (4) テロ等準備罪に係る事件についての被疑者の取調べその他の捜査を行うに当たっては、その適正の確保に十分に配慮しなければならないものとされた。(法第6条の2第4項)

2 証人等買収の処罰（法第7条の2）

- (1) 法第7条の2第1項第1号又は第2号に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をしないこと、若しくは虚偽の証言をすること、又は証拠を隠滅し、偽造

し、若しくは変造すること、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用することの報酬として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処するものとされた。(法第7条の2第1項)

- (2) 法第7条の2第1項第1号又は第2号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合、又は法第7条の2第1項第1号又は第2号に掲げる罪が、団体に不正権益を得させ、若しくは団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で犯された場合において、前記(1)の罪を犯した者は、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとされた。(法第7条の2第2項)

3 犯罪収益の定義(法第2条)

犯罪収益の前提犯罪が拡大されるなどし、次に掲げる財産が犯罪収益とされた。また、犯罪収益の拡大に伴い、没収保全、追徴保全及び国際共助手続の対象となる犯罪が拡大されたほか、所要の規定の整備が行われた。

- (1) 財産上の不正な利益を得る目的で犯した法第2条第2項第1号イ又はロに掲げる罪の犯罪行為により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産
- (2) テロ等準備罪の犯罪行為である計画をした者が、計画をした犯罪の実行のための資金として使用する目的で取得した財産
- (3) 前記第2の2の罪の犯罪行為により供与された財産

4 条約による国外犯処罰(改正法第1条、第2条及び第4条から第7条まで)

テロ等準備罪、法第3条第1項第9号、第11号、第12号及び第15号に掲げる罪に係る同条の罪、第6条第1項第1号に係る同条の罪並びに爆発物取締罰則(明治17年太政官布告第32号)、暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和57年法律第61号)及びサリン等による人身被害の防止に関する法律(平成7年法律第78号)に規定する罪の一部につき、刑法(明治40年法律第45号)第4条の2の例に従うものとされた。

5 刑法の一部改正(改正法第3条)

刑法第198条(贈賄)の罪につき、国民の国外犯を処罰するものとされた。

6 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)の一部改正(改正法第8条)

犯罪収益の前提犯罪が拡大されることに伴い、疑わしい取引に関する情報の提供先に、国税庁、国税局及び税務署の当該職員、徴税吏員並びに公正取引委員会の職員が追加された。

7 検討条項

- (1) 刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成28年法律第54号)附則第9条第1項の規定により同項に規定する取調べの録音・録画等に関する制度の在り方について検討を行うに当たっては、法第6条の2第1項及び第2項の規定の適用状況等を踏まえ、可

及的速やかに、当該罪に係る事件に関する当該制度の在り方について検討を加えるものとされた。(改正法附則第12条第1項)

- (2) 全地球測位システムを用いた捜査を行うための制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされた。
(改正法附則第12条第2項)

8 施行期日

前記4については、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日から施行され、その他については本年7月11日から施行することとされた。

9 留意事項

- (1) 前記1(4)の規定が設けられた趣旨は、「テロ等準備罪の捜査における証拠収集方法として取調べが重要な意義を有することとなり、自白偏重の捜査が行われる懸念があるとの指摘など国会における議論を踏まえ、同罪に係る取調べその他の捜査について、その適正の確保に十分に配慮することを求めるものである」とされていることに留意すること。
- (2) 適正捜査を確保する観点から、テロ等準備罪の捜査を行おうとするときは、警察本部事件主管課に報告を行うこと。
- (3) テロ等準備罪に係る取調べの録音・録画については、「取調べの録音・録画の試行について」(平成28年9月30日付け大通達甲(刑)第6号)2(3)に従って、適切にその実施の必要性を判断すること。

(刑事企画課指導係)

(生活安全企画課企画係)

(交通企画課企画係)

(警備第一課企画係)